

南北離散家族をめぐる韓国家族法上の問題（1）

——2012年「南北住民間の家族関係及び相続等に関する特例法」の紹介

中 川 敏 宏

“大韓民国は、統一を志向し、自由民主的基本秩序に立脚した平和的統一政策を樹立し、これを推進する。”——大韓民国憲法第4条。

“朝鮮民主主義人民共和国は、北半部において人民政権を強化し、思想、技術、文化の三大革命を力強く繰り広げ、社会主義の完全な勝利を成し遂げ、自主、平和統一、民族大団結の原則から祖国統一を実現するために闘争する。”——朝鮮民主主義人民共和国社会主義憲法第9条。

“[世界中の他の場所では人は絶えず何かをしているでしょう。ところがここでは、人々はただ座り込んでいるだけなんだ]。

多くの人たちがこの北朝鮮独特の現象を目撃している。椅子もなくベンチもなく、人々は道路ぎわで公園で市場で、何時間もしゃがんだままである。何かを待つかのように前方を見つめている。路面電車が来るのを待っているのかもしれない、それとも車、あるいは友達か親族が通りかかるのを待っているのかもしれない。でもたぶん、具体的な何かを待っているのではなく、彼らはひたすら、何かが変わるのを待っている。”——バーバラ・デミック（園田哲訳）『密閉国家に生きる——私たちが愛して憎んだ北朝鮮』（中央公論社、2011年）385頁以下。

目次

一. はじめに

1. 離散と再結合のはざままで
2. 韓国憲法と南北特殊関係論
3. 東西ドイツ統一前の状況
4. 北朝鮮住民による相続財産の取得手続

二. さまざまな紛争形態

[資料] 南北住民間の家族関係及び相続等に関する特例法・条文仮訳

三. 特例法の内容

1. 全体の構成（以上、本号）
 2. 家族関係関連規定
 3. 相続関連規定・財産管理関連規定
- 四. おわりに

一. はじめに

1. 離散と再結合のはざままで

日本の植民地支配からの解放後の南北分断と朝鮮戦争。この朝鮮半島における歴史的な事件は、人々の運命を大きく変えてしまった。自らの意思とかわりなく家族は生き別れ、期待した再会を果たすことなく、それぞれ異なる地で家族の生死を知ることなくその人生を終わらせることも多い¹。他方で、脱北及び韓国入国に成功し、家族との再会を果たし人生の再スタートを切れた者も増加しているものの²、そのような脱北成功者の数は、

-
- 1 離散家族の高齢化が進んでいる。2010年6月における統一部資料によると、離散家族調査申請者は全体で84,134名であるが、その年代別の内訳をみると、59歳以下が7,107名、60代が19,994名、70代が30,716名、80代が29,572名、90歳以上が4,745名である（中央日報2010年9月29日）。
 - 2 わが国では、北朝鮮の政治体制や生活環境を苦にして同国を脱出する人のことを一般に「脱北者」と呼ぶが、韓国における近時の法律上の呼称は、「北韓離脱住民」である。統一部の資料に基づき脱北し韓国に入国した者の数の推移を表にすると、以下のとおりである。

	～ 1998	～ 2001	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12.4 (暫定)	合計
男 (名)	831	565	509	473	626	424	514	571	606	662	589	798	153	7321
女 (名)	116	481	632	809	1272	958	1512	1980	2195	2252	1812	1908	320	16247
合計 (名)	947	1046	1141	1282	1898	1382	2026	2551	2801	2914	2401	2706	473	23568
女性 比率	12%	46%	55%	63%	67%	69%	75%	78%	78%	77%	75%	70%	68%	69%

具体的な数が不明である失敗者の数との対比において、ごく限られた数であることは言うまでもない。このように朝鮮半島における南北間の往来は、分断により長期にわたり完全に中断していたが、1989年6月12日「南北交流協力に関する基本指針」の施行により韓国・北朝鮮間での訪問が許され、離散家族は、公式・非公式な接触を通じて、互いの生死を確認することができるようになった³。それに伴い、関連する様々な形の法的紛争も生じており、その中で最も典型的なものが相続紛争である。北朝鮮と韓国が互いに国家として相手国を承認していないのは当然であるが、そのことにより、韓国法上、北朝鮮住民の相続権が認められないということにはならず、むしろ北朝鮮住民の人権保障という観点からは、原則としてその相続権を認めるべきであるというのが一般的な理解であろう。しかし、分断から半世紀以上の長い歳月が経過していることを考慮すると、すでに終了した相続財産の分割等によって形成された相続秩序を維持する必要性も他方ではある。

また、北朝鮮に配偶者と子を置いたまま、越南し韓国で再婚した父が死亡した場合、その子などが父の再婚配偶者を相手に重婚取消請求をする事例もある。ここでは、北朝鮮において北朝鮮法に基づきなされた前婚が韓国法上そもそも有効であるのか、有効であるとすれば、後婚は重婚として取消対象となるのかなどが問題として浮かび上がるが、これも、最終的には、父の遺した財産を子がどのように相続しうるかという相続問題に関連してることが多い。さらに、脱北し韓国に入国した後、韓国内で死亡した父との親子関係の存在確認（あるいは死後認知）を北朝鮮にいる子が求めるという事例もありえる。ここでも、最終的には、相続財産の帰属が問題とされる。いずれの事例においても、解放後の分断と戦争という特殊な歴史的状況が引き裂いてしまった家族関係の問題を、現行の民法上の規律

3 南北離散家族の状況については、さしあたり、金貴玉（永谷ゆき子訳）『アジア現代女性史6 朝鮮半島の分断と離散家族』（明石書店、2008年）参照。

によって解決するには、明らかな限界があるというほかない。

さて、民法の特例を定めるとして、一つの大きな障害となるのが、韓国と北朝鮮とは休戦状態、すなわち国際法上いまだ戦争状態にあるという事実である。つまり、韓国も北朝鮮も、朝鮮半島（韓国では韓半島と呼ぶが、以下ではわが国での一般的な呼称によることとする）全体をそれぞれの領土としており（大韓民国憲法3条参照）、相互に独立国家として承認しないのであるから、他方の地域の住民を外国人として扱い、国際私法上のルールで規律することもできないのである⁴。このように南北は休戦状態にはあるものの、1990年代以降、様々な形での相互交流や取引が行われるようになってきており、例えば、韓国で1990年に制定され幾度と改正が繰り返されてきた「南北交流協力に関する法律」は、その12条において、「韓国と北朝鮮の間の取引は、国家間の取引ではない民族内部の取引とみなす」と定めた上で、相互の交流・交易・取引を一部承認するとともに一定の規制を加えている。この規定における表現から分かるように、南北の特殊な関係性を勘案しつつ、北朝鮮住民の取扱いを検討しなければならないのである。

このような背景的事情のもと、2012年2月10日に制定され、同年5月11日に施行されたのが「南北住民間の家族関係及び相続等に関する特例法」（以下、「特例法」という）である。この特例法をめぐっては、これまで多くの議論が積み重ねられ、その結果、2011年1月に最初の法律案が立法予告（行政手続法41条）された（以下、「原案」という）。原案が立法予告された後、それに対する批判が噴出した。その批判は、とりわけ次の2点に向けられた。一つが、原案5条の準拠法に関する規定と原案6条の北朝鮮判決の効力に関する規定に対してである。すなわち、原案は、北朝鮮は国

4 韓国における議論においては、わが国という大韓民国のことを「南韓」、わが国という朝鮮民主主義人民共和国のことを「北韓」と呼び、各種の法律上もそのような表現が用いられるが、以下では、わが国の一般的な呼称に従うこととする。

家ではないが、民事の関係においては一つの法的実体を有しており、民事の関係において一般の外国との関係で適用される国際私法や民事訴訟法の規定を準用し、準拠法に関する規定及び外国判決の効力に関する規定を北朝鮮との関係に準用する旨定めていた。しかし、北朝鮮の法律と判決の効力を認めるのは北朝鮮を国家として認めることにならないかという批判が生じた。そのほか、北朝鮮の法律の大部分が時代に遅れたものであり、法律規定自体が包括的であり明確ではなく、そして法自体が公開されずその内容も分からないこともあるとの批判もあった⁵。そこで、原案5条と6条を削除する修正案が出され、再度の立法予告に付された（2011年8月18日）。もう一つが、原案では、北朝鮮住民に相続権を認めた場合における財産管理人の選任に関して、北朝鮮住民が選任する場合、遺言者が選任する場合、裁判所が選任する場合に分けて規律するとともに、北朝鮮住民が選任する場合は任意代理人に準じて規律し、遺言者や裁判所が選任した場合には、法定代理人に準じて規律していた。しかし、北朝鮮の現実を目を向けると、北朝鮮住民が国家安全保衛部当局等の指示を拒否することは困難であって、事実上、北朝鮮住民の自律的な意思が存在するとは言いがたく、そのため、北朝鮮住民に財産管理人を選任させたとしても、その過程で当局の介入が予想される。そこで、かかる財産管理人の選任につき修正案が出され、権利取得が確定した日から1カ月以内に裁判所に対して財産管理人の選任を請求させることに統一することとされた。

以上のような経緯から本特例法の趣旨が北朝鮮住民の財産権をできる限り保障しようとするところにあることが分かるが、本特例法の意義はそれだけではない。本法施行日である5月11日、本法の所管である法務部は、次

5 北朝鮮の民法をはじめとする基本法令の概要等については、大内憲昭教授の労作である『法律からみた北朝鮮の社会—朝鮮民主主義人民共和国基本法令集付』（明石書店、1995年）が有益である。さしあたり、北朝鮮の民法については、同書99頁以下、189頁以下、287頁以下、391頁以下参照。

のようにも述べている⁶。「北朝鮮住民も相続により韓国内の財産に対する権利を有することができるということを宣明した法律によって、北朝鮮住民に統一の念願を鼓吹することが期待され、韓国住民にも統一により生じうる離散家族間の法律紛争を合理的に解決することができるという期待感を持たせることで、統一に対する憂慮を払拭させることができるものと期待される」。

本稿は、以上のような立法経緯に基づいて成立した本特例法の概要及び内容を紹介するとともに、南北離散家族問題に対する韓国民法上の問題を取り上げ考察するものである。

2. 韓国憲法と南北特殊関係論

大韓民国憲法は、国民の財産権を保障し（23条⁷）、財産権の一つである相続権も保障される（憲法裁判所1998年8月27日96헌가22等併合）⁸。これまで韓国の裁判所は、北朝鮮住民を大韓民国国民とみる立場によっており、その立場によれば、憲法上、北朝鮮住民の相続権も保障され、その制限は「公共の必要（공공 필요）」を根拠として法律で行わなければならない（同条1項・3項）、また相続権は公共福利に適合するよう行使されなければならない（同条2項）。このことから、現行法上、北朝鮮住民の相

6 www.lawissue.co.kr における5月11日付ニュースより。

7 大韓民国憲法23条 ①すべて国民の財産権は、保障される。その内容及び限界は、法律で定める。

②財産権の行使は、公共の福利に適合するように行われなければならない。

③公共の必要に基づく財産権の収用、使用又は制限及びこれに対する補償は、法律により行われ、正当な補償を支払わなければならない。

8 国民のすべての自由と権利を制限する根拠条文である37条2項に基づき、国家安全保障・秩序維持又は公共福利のため相続権が制限されることもあると説明することも考えられるが、ここでは、相続権制限は、財産権制限であるので、原則的に特別規定である23条によると解する立場（이준일, “재산권에 관한 법이론적 이해”, 공법학연구 7권 2호, 225면）に従った。

続権が制限されている場合には、その保護のために、逆に相続権が保護され過ぎている場合には、その制限のために、特別法を制定することができる。もっとも、基本権の本質的内容を侵害することはできないので、北朝鮮住民の相続権自体を否定することはできず、「分断という特殊な状況」、「国家安全保障」等の公益目的のため、「法律」によりその相続権を保護又は制限するということになる。本稿で紹介する「南北住民間の家族関係及び相続等に関する特例法」も、そのような法律の一つと言える。

韓国と北朝鮮は、互いにそれぞれの憲法上矛盾し衝突する関係である一方で、韓国憲法は現実的な分断状況を認めており、規範体系上は両者の関係は国家間関係であるということとはできないものの、単一の国内法が適用されることもない特殊な関係である。南北基本合意書の前文も、北朝鮮・韓国の関係は「双方の関係が国と国との間の関係ではない統一を志向する過程において、暫定的に形成された特殊関係」であると明示している。このような特殊性を捉えて、北朝鮮・韓国の関係性を論じる議論のことを、韓国では「南北韓特殊関係論」という⁹。かかる「南北韓特殊関係論」の考え方からしても、憲法上の財産権保障規定は、北朝鮮住民の相続権行使にも適用されると解さなければならないであろう。規範としての南北韓特殊関係論は、韓国と北朝鮮の規範体系を超越する上位概念として存在するのではなく、大韓民国の規範体系の枠内で南北韓関係が関連する領域に限り適用されるものであって、このような意味から憲法前文、第3条及び第4条を規範的根拠として導き出される法規範であるからである¹⁰。このような南北特殊関係論を背景にして、例えば特例法も法適用の基本原則として、「本法を解釈・適用するに際しては、韓国と北朝鮮の関係が国家間関係でない平和的統一を志向する過程で暫定的に形成される特殊関係で

9 詳細については、제성호, 『남북한특수관계론: 법적문제와그대책』(1995); 이효원, 『남북교류협력의규범체계』(2006)等を参照文献として挙げることができる。

10 이효원, 前掲書155頁。

あることを考慮しなければならない。」と明示している（2条）。

3. 東西ドイツ統一前の状況^{11,12}

分断・離散により生じる家族関係及び相続関係をめぐる議論は、同じく同一民族が分断により離散していた東西統一前のドイツでも生じていた。韓国におけるここでの議論においても、統一前のドイツの状況がしばしば参照されており、簡単ではあるが、あらかじめ概観しておく。

西ドイツにおいては、東ドイツ住民が西ドイツ所在の財産を取得し、処分・搬出を受けること等すべての取引は原則として禁止され、ただ例外的に一定の要件の下で許可されるにすぎなかった。根拠法令は、1949年の「外国為替管理及び資産の流通規制に関する軍政法第53号」（Gesetz Nr. 53 der amerikanischen und der britischen Militärregierung über die Devisenbewirtschaftung und Kontrolle des Güterverkehrs in der am 19. September 1949 in Kraft getretenen Fassung）である。この軍政法第53号は、当初は戦勝国の戦争賠償金確保を目的とするほか、東ドイツ官庁の財産権侵害から東ドイツ国民の財産権を保護することをもその目的としていた¹³。例外的な許可権限は、連邦銀行

11 유옥, 북한주민의 남한 내 상속재산 등 관리방안- 남북주민 사이의 가족관계와 상속 등에 관한 특례법안' 입법 취지와 해설, 法務士2011년 3월호45면.; Deutsche Bundesbank, Merkblatt über den innerdeutschen Wirtschafts- und Wahlungsverkehr, 1989を参照した。

12 台湾の場合についても、簡単に触れておこう。台湾地區與大陸地區人民關係條例67条によると、台湾においては、大陸地区住民は不動産それ自体を相続することができず、それを換価し価額をもって相続が認められる。台湾地区の相続人が居住する不動産である場合、その価額は、大陸地区の相続人の相続分を定めるに際して、その総額に算入せず、大陸地区住民の相続財産総額は一人当たり200万台湾元を超過することができない。ただし、台湾地区住民の配偶者である大陸地区住民が台湾地区の遺産を相続し又は遺贈を受けた場合、上記の相続財産が総額200万台湾元を超えることができないという制限規定は適用されず、許可を受け長期居留する者は、不動産を目的とする遺産を相続することができ、価額で換算し支払う旨の規定が適用されない。

に委任されており、一般的な許可と個別的な許可とに区別され処理されていたが、その許可基準は、1979年までは厳格であって、所有者である東ドイツ住民が「困窮状態（Härtenfällen）」にある場合であり、かつ「緊急の個人的必要性」が認められる場合に限定されていた。しかし、1979年以後、許可基準が緩和され、東ドイツ住民の「個人的必要」があるときにまで拡大された¹⁴。東ドイツ住民名義の西ドイツ計座預金は、一般的許可事項となるのが、①毎年総額1万DMまでの、東ドイツ住民の「個人的必要」から物品を購入し搬出するための引出し及び送金、②西ドイツ住民に対する債務、税金、公課金、裁判費用等の支払い、③東ドイツ住民が西ドイツに在留する場合、「個人的必要」を問わず毎月5,000DMまでの引出しであり、これを超過する計座預金は、個別的許可事項であった。一般的許可の場合にも「個人的必要」の要件を満たさない場合には、申告受理が拒否された。不動産、船舶等の取得及び処分は個別的許可事項、その他の財産の取得及び処分は一般的許可事項とされ、許可なく取引した場合には、5年以下の懲役又は2万5,000DM以下の罰金に処せられた。

東ドイツ住民が西ドイツ所在の財産を相続することに対する制限は置かれていなかったが、一般的許可事項として、①西ドイツ住民である遺言執行者、遺言管理人等による遺産の管理、②相続人間の合意及び相続財産分

13 Vgl. BVerfGE 62, 169.

14 東西統一前の連邦憲法裁判所1982年11月3日判決（BVerfGE 62, 169）は、東ドイツ住民が西ドイツの銀行の預金を継承した後、乗用車を購入するために当該口座から代金の送金を許可してくれるよう請求したところ、連邦銀行が「困窮状態（Härtenfällen）」に当たらないとしてそれを拒絶した事件において、軍政法の当初の立法目的が戦争保証金確保のため外国為替資産を確保することや東ドイツ官庁による財産権侵害から東ドイツ住民を保護することにあると理解した上で、本件における連邦銀行の拒絶は、これらの目的のためではなく、相互主義を圧迫することを通じて西ドイツ住民の東ドイツ国内の計座使用権限を拡大するためのものであって、合理的な財産権制限ではなく違憲であると判示した。本判決は、「困窮状態」のみならず、「個人的必要」の場合にまで許可事由が拡大される契機となった。

割による財産権移転、③遺産計座残額を東ドイツ住民の西ドイツ銀行計座へ移転すること等を規定していた（告示第60001/88号 第1章BⅢ項）。相続財産を東ドイツ住民の西ドイツ銀行計座へ移転した後、その使用及び搬出する際には、再び許可が必要とされた。

4. 北朝鮮住民による相続財産の取得手続

北朝鮮住民に韓国所在財産に対する相続権を承認した場合、その財産の取得手続がどのようになるのかを確認しておく。すなわち、北朝鮮住民が実際のところ相続財産を取得できるかは、相続権の有無や制限とは別次元の問題だからである。

北朝鮮住民に相続により財産権が移転すると、代理人を通じた財産権行使が可能となる。不動産登記に関しては¹⁵、内国人の不動産に対する登記申請書には、申請人の姓名、住所、住民登録番号を記載しなければならず（韓国不動産登記法41条2項）、住民登録票謄本によりこれを証明しなければならないが、この書面を添付できない北朝鮮住民の場合、相続登記申請が却下される可能性がある。この点、住民登録番号のない在外外国人に準じて登記手続を取り扱い（同法41条の2第1項）、土地の取得手続に関しては外国人に準じ外国人土地法を準用することが考えられる¹⁶。もっとも、韓国の統治権が現実に北朝鮮にまで及ばない状況で、多くの越南離散家族が北朝鮮に置いてきた財産に対して何らの財産権行使もできず、北朝鮮内の財産について相続する方途もないことと比較すると¹⁷、衡平性及び相互

15 韓国民法は、不動産の物権変動につき登記によりはじめて物権変動の効力が生じる形式主義を採用しているが（186条）、相続による不動産物権の取得については、その例外として登記は不要と規定している（同法187条）。

16 外国人土地法5条は、相続により大韓民国の土地を取得した外国人は、6月以内に市長・郡守・軍政庁に申告する旨規定している。

17 韓国の国際私法49条1項によると、相続に関する準拠法は、死亡当時の被相続人の本国法であり、北朝鮮の対外民事関係法（1996年9月6日最高人民会議常設会議

主義の観点で問題が残る¹⁸。

また、物品等を北朝鮮に搬出しようとした場合、統一部長官の承認を受けなければならない（南北交流協力に関する法律13条）。相続財産の搬出がこれに該当するかが問題となる。同条でいう「搬出・搬入」とは、売買、交換、賃貸借、贈与、使用等を目的とする韓国と北朝鮮間の物品等の移動¹⁹（第三国を単純に経由させた物品等の移動を含む）をいい（同法2条3項）、「物品」は、関税法50条の関税率表及び関税法施行令8条の関税・統計統合物品分類表で分類されている品目をいう²⁰。物品等の搬出において、物品等に対するその承認の有無とは別に、無償で搬出する場合には、外国為替取引法第4章「支払い及び取引」により許可又は申告を要する支払い及び取引に当たれば、その取引形態と代金決済方法について統一部長官の承認が必要である（「搬出・搬入の承認対象品目及び承認手続に関する告示」4条2項）。これらの関連規定によると、相続財産のうち物品に該当する場合、相続は無償搬出に当たるので、統一部長官の承認を受けなければならないと考えられる。もっとも、ウォン貨、外国為替等は、物品に該当しないので、統一部長官の承認は必要ない（ただし、外国為替で搬出する場合には、外国為替取引法の規制が適用されることになる）。

決定第62号）46条によると、不動産相続については相続財産の所在地国法、動産相続については被相続人の本国法が準拠法となるので、いずれの国の法によるとしても、被相続人が北朝鮮住民であり、相続財産が北朝鮮にある場合、北朝鮮法により財産権行使が制限されるほかない。北朝鮮の対外民事関係法については、木棚照一「朝鮮民主主義人民共和国の対外民事関係法に関する若干の考察」立命館法学249号（1996年）。

18 이은정, 북한주민의 상속권-특별법 제정 논의를 중심으로, 가족법연구 제24권 1호 (2010), 158면.

19 「物品等」とは、物品（有体動産）、用役（サービス及び知的財産権）、電子的形態の無体物（デジタル商品）である（南北交流協力に関する法律2条）。

20 통일부, 『『개정』 남북교류협력에 관한 법률 해설집』(2009) 42면.

二. さまざまな紛争形態

今日まで北朝鮮住民が韓国の裁判所に提起した家族関係及び相続関係に
関連する訴訟類型をみると、北朝鮮離脱住民が北朝鮮に置いた配偶者を相
手に提起した離婚請求訴訟、韓国で死亡した被相続人の相続財産に関して
北朝鮮住民が提起した相続関連訴訟などがある。その他、認知請求訴訟、
親子関係存在確認訴訟、重婚取消訴訟などもあるが、これも、結局のところ、
相続権を行使ないし制限する目的でなされたものである。

南北住民間の相続問題は、被相続人と相続人の居住地がどこであるか、
相続がいつ開始し、相続財産が不動産か動産かなどに応じて、非常に複雑
な問題が発生する。そこで、核心的な問題となるのは、①北朝鮮にいる相
続人に相続権を認めるべきか、②相続権が認められなければならないとす
ると、韓国の相続人と同等の地位を与えるべきか、それとも相続対象や相
続分に制限を加えるべきか、③現行民法上の相続回復請求権の除外期間を
そのまま適用しうるか、その例外を認めるとすると、既存の相続秩序の保
護と取引の安全の調和をどのように図るか、④北朝鮮住民を受贈者とする
遺贈は認められるか、認めるとすると遺贈はどのように執行されるのか、
⑤北朝鮮にいる相続人にも遺留分を認めるべきか、等である。

離散家族中の北朝鮮にいる家族が失踪宣告（旧不在宣告等に関する特別
措置法による失踪宣告を含む）や不在宣告に関する特別措置法による不在
宣告を通じて死亡したものと擬制され相続が開始したが、本人が生存して
いることが判明しその取消しがなされた場合、ここでの相続財産の本人へ
の返還問題は、たしかに相続問題ではないものの、類似の問題性を有して
いる。また、近時では、朝鮮戦争に参戦し戦死通知に従い死亡宣告された
国軍捕虜が生還したという事例が発生しているが、そのように事実と異なり
死亡宣告された北朝鮮住民が生存していることが判明した場合には、失

踪宣告取消しの場合と同じ問題が発生する。

以下では、いくつかの事件をみていく。【1】事件判決は、北朝鮮に配偶者を残し韓国国内に定着した北朝鮮離脱住民が北朝鮮に留配偶者を相手にソウル家庭法院に提訴した最初の離婚請求事件である。本判決は、北朝鮮において北朝鮮の法制に従いなされた婚姻の効力を認めた上で、離婚請求を認容した。本判決以後、数多くの離婚請求の訴えが提起され、それらに対処するため、2007年1月26日、「北朝鮮離脱住民の保護及び定着支援に関する法律」(以下、「北朝鮮離脱住民保護法」という)19条の2が改正されるに及び、離婚の特例規定が新設され²¹、立法的な解決を見た。このような規定は、北朝鮮住民を原則として大韓民国国民であると理解し、北朝鮮住民の基本権保障のため、南北関係の特殊性を反映させて、北朝鮮離脱住民の離婚訴訟について国際法原則を適用しうよう立法化したものと評価できる²²。【2】事件判決は、離婚の特例規定が新設された後に提訴された離婚請求事件である。本判決は、北朝鮮離脱住民の戸籍編成時、北

21 ①第19条の規定により家族関係登録創設を行った者のうち北朝鮮に配偶者がある者は、その配偶者が韓国地域に居住するか否かが明らかでない場合、離婚を請求することができる。[改正2007年1月26日]

②第19条の規定により家族関係登録創設を行った者の配偶者として記載された者は、裁判上の離婚の当事者となることができる。[改正2007年1月26日]

③第1項の規定による離婚を請求しようとする者は、配偶者が保護対象に該当しないことを証明する統一部長官の書面を添付して、ソウル家庭法院に裁判上の離婚請求をしなければならない。

④第3項の管轄裁判所が第1項の規定による離婚請求者の配偶者に対して送達しようとするときには、民事訴訟法第195条の規定による公示送達を行うことができる。この場合、最初の公示送達は、実施した日より2か月が経過しなければ効力が生じない。ただし、同じ当事者に対して行うその後の公示送達は、実施した日の翌日から効力が生じる。

⑤第4項の期間は短縮することができない。

22 이효원, 북한이탈주민의 이혼소송과 북한주민의 법적 지위, 가족법연구 제22권 3호 (2008) 457면.

朝鮮地域にいる配偶者が入籍される必要がないにもかかわらず、一般的な原則に従い、戸籍に入籍されたという場合、北朝鮮離脱住民が戸籍編成により再婚することができない等の身分上の不利益を被っていること等を考慮し、上記の離婚の特例規定を適用した。

【1】ソウル家庭法院2004年2月6日判決（2003드단58877）

〔事実の概要〕 XとYは、1997年11月16日頃、朝鮮半島軍事分界線以北地域（以下、「北朝鮮地域」という）で婚姻し、同居期間中の1998年6月1日、二人の間の子をもうけた。その後、北朝鮮地域での生活が経済的に困難になり、XとYは、子とともに中国に渡った。Yは、中国の牧畜場において雑夫として働いていたが、2002年12月頃、牧畜場管理人と賃金未払い問題で争いとなり、管理人を暴行し、管理人の申告により中国公安に逮捕され北朝鮮地域に強制送還された。その後、Xは子とともに、中国公安を避け隠れて生活してきたが、周囲の助けを受けて、2003年2月頃、子とともに第三国を経て朝鮮半島軍事分界線以南地域（以下、「韓国地域」という）に渡った。Xと子は大韓民国関連機関の調査を受けた後、統一部長官の申請によりソウル家庭法院が就籍許可を行い、これに基づき子を戸主とし、Xをその構成員とした戸籍が編成され、X本人の身分事項欄に北朝鮮残留配偶者との北朝鮮地域での婚姻事実が記載された。以上のような事実関係の下、XがYを相手どって離婚を請求するとともに、子の親権者をXと指定する旨請求した。

〔判旨〕 憲法3条によると北朝鮮住民は大韓民国国民であり（大法院1996年11月12日判決96ㄴ1221参照）、同法第36条1項は「婚姻と家族生活は、個人の尊厳と両性の平等を基礎に成立し維持されなければならない、国家はこれを保障する。」と規定しているところ、これを受けて、北朝鮮離脱住民保護法1条は「本法は、北朝鮮を離れ大韓民国の保護を受けようとする北朝鮮住民が政治・経済・社会・文化等すべての生活領域において迅速に

適応・定着するのに必要な保護及び支援に関する事項を規定することを目的とする。」とし、同法4条1項において「大韓民国は保護対象者に対して人道主義に立脚し特別な保護を行う。」と規定する。それに続けて、同法12条及び19条において、定着支援施設を設置・運用する機関の長は、保護対象者の本籍・家族関係・経歴等必要な事項を記載した登録台帳を管理・保存しなければならないが、統一部長官は、保護対象者であり韓国に本籍を有しない者に対しては本人の意思に従い本籍を定め、ソウル家庭法院に就籍許可申請書を提出し、就籍許可申請書には上記保護対象者の登録台帳謄本と戸籍の記載方法に準じて作成した身分票を添付しなければならないが、ソウル家庭法院は、就籍許可申請書を受けたときには、遅滞なく許可するか否かを決定し、就籍許可をしたときには、当該就籍地の市・区・邑・面の長は、就籍許可謄本を送付しなければならないと規定している。上記の各規定を総合してみると、XとYの間の本件婚姻は有効である。

認定事実によると、XとYの間の婚姻関係がこれ以上回復することができない程度の破綻状態に陥ったというべきであって、北朝鮮地域を離脱した住民が大韓民国の保護を受けようと韓国地域に渡ってきたことがその経緯に照らして大韓民国の善良な風俗その他社会秩序に反する特別の事情がない限り、大韓民国の保護を受けようとする北朝鮮住民の意思は尊重されなければならないこと、XがYの生死を確認するのが困難となつてから3年余が経過したこと、大韓民国の韓国地域と北朝鮮地域が軍事分界線を基準に分断され、韓国住民と北朝鮮住民の間の往来や書信交換が自由に行えず、かかる状態に近い将来解消される蓋然性が高くない状況において、XがYとの婚姻関係の継続を要求するのは、Xにあまりに過酷であることのほか、本件婚姻関係の破綻経緯を総合してみると、本件婚姻関係の破綻にあり、Xに大きな誤りがあると見るのが困難である。よって、上のような事情は民法840条第6号所定の裁判上の離婚事由に該当し、Xが現在まで子を養育している経緯等に照らしてみると、子の親権行使者としてX

を指定するのが相当である。

【2】ソウル家庭法院2007年8月23日判決（2004드단63067）

〔事実の概要〕 XとYは、1996年2月16日北朝鮮で婚姻したが、Xは2000年10月頃北朝鮮を離れ、2002年12月13日に韓国に渡り、Xが2003年2月14日ソウル家庭法院から就籍許可を受けたことにより、同年2月26日Xを戸主とした戸籍が編成され、その身分事項欄にYとの北朝鮮での婚姻事実が記載された。Yは、2007年5月4日現在、北朝鮮離脱住民保護法2条2号による保護対象者には該当しない。北朝鮮離脱住民保護法は、政治的・経済的な理由で北朝鮮を離れて大韓民国の保護を受けようとする北朝鮮住民が増加したのに応じて、彼らが韓国で政治・経済・社会・文化等すべての生活領域において迅速に適応・定着することができるようにする目的で（1条）、1997年1月13日に制定された法律であり、保護対象者（2条2号）に対する多様な保護制度を規定している（10条、11条、13条乃至18条、20条乃至22条）。他方で、保護対象者は、ソウル家庭法院の就籍許可を受け戸籍を編成することができるが（19条）、2003年3月18日より、保護対象者の就籍時その戸籍に北朝鮮における婚姻の有無及び配偶者を記載することとされ、それにより保護対象者が韓国で新たに婚姻申告することができないという問題が生じ、社会的な関心を惹くようになった。大韓民国国会は、このように就籍した者のうち北朝鮮に配偶者がいる者は、その配偶者が韓国地域に居住しているか否か明らかでない場合、その配偶者を相手に離婚を請求することができる旨の離婚の特例規定（19条の2）を追加する方法で北朝鮮離脱住民保護法を改正し、その付則2は「第19条の2の改正規定は、2003年3月18日以後就籍した北朝鮮離脱住民に適用する。」と定めている。他方、旧「北朝鮮離脱住民保護法による就籍手続に関する例規」（戸籍例規第600号。2003年3月18日戸籍例規第644号で改正される前のもの）には、「単身の保護対象者は、単身で就籍するものとす

る。もし保護対象者の家族が大韓民国に就籍されている場合には、就籍許可手続によりその戸籍に追加で入籍させる。」と定めていた。以上のような事実関係及び背景の事情の下、XがYを相手どって離婚請求した。

〔判旨〕推察するに、Xの戸籍は2003年2月26日に編成され、当時施行中だった旧「北朝鮮離脱住民保護法による就籍手続に関する例規」の規定は、家族単位でなく個人単位で編成するのを原則としていたもので、Xの戸籍編成時北朝鮮地域にいるYが入籍される必要がないにもかかわらず、一般的な戸籍編成の原則に従い、YがXの戸籍に入籍したと思われる。ところが、北朝鮮離脱住民保護法付則2の規定によると、Xには北朝鮮離脱住民保護法19条の2の規定が適用されないというべきであるが、上記付則規定は2003年3月18日以前に就籍した北朝鮮離脱住民の場合、旧「北朝鮮離脱住民保護法による就籍手続に関する例規」に従い、個人単位で編成されていたので、北朝鮮離脱住民保護法19条の2の規定が適用される必要がないということを前提にしていたものと見られること、Xは上のような戸籍編成により再婚することができない等の身分上の不利益を受けていること等を考慮すると、Xにも北朝鮮離脱住民保護法19条の2の規定が適用されるとみるとが衡平の原則に適う解釈である。このような解釈を前提にして考えると、先でみたような北朝鮮離脱住民保護法の立法の目的及び内容、離婚の特例規定が新設された経緯に照らしてみると、離婚の特例規定は、特別の事情がない限り、保護対象者が大韓民国で新たな身分関係を形成することができるようにすることで、彼らが大韓民国国民として円満に定着することができるようにすることに目的があるというべきであって、ここに、Yが現在韓国に居住するかどうか不明であること、大韓民国が軍事分界線を基準に分かれ韓国・北朝鮮住民の間の往来や書信交換が自由でない現在の状況に近い将来解消される蓋然性がさほど大きくないこと等の事情を総合してみると、XY間に婚姻関係を継続させるのが困難な重大な事由がある（民法840条6号）ということができる。

【3】2001年認知請求等事件（ソウル家庭法院2001ㄷ단50251等）

2001年、北朝鮮住民である3名が朝鮮戦争当時越南し死亡した父の戸籍への入籍を求めてソウル家庭法院に訴えを提起したが、その訴えとは別に、異母兄弟らと財産分割問題について合意し、その翌年訴えを取り下げた。具体的な事実経過は、以下のとおりである²³。

A（1914年3月2日生）は、黄海道延白郡で出生し、1936年4月9日、Bと婚姻し、当時施行中であつた朝鮮戸籍令による婚姻申告を経た。同人らの間に長男X1、長女X2、次男X3、三男X4が出生し、旧戸籍簿に登録された。しかし、1948年10月3日に出生した四男X5と1950年10月6日に出生した次女X6は、登録されなかった。Aの家族は、解放後1946年からソウル鐘路区清進洞で暮らしていたが、朝鮮戦争勃発後の1951年9月頃黄海道の故郷に渡って生活し、その後1952年1月、まず最初にAが南下し、それに続いて南下を試みた残りの家族のうち、X1とX5は南下に成功し、X4は死亡し、BとX2、X3、X6は南下に失敗し、北朝鮮に戻された。

Aは、1953年頃韓国でCと出会い、1955年頃結婚式を挙げて、同人らの間にY1とY2が出生した。Aは、1959年5月6日、軍政法令第179号により仮戸籍を編成するとともに、Cと1939年2月5日婚姻し、その間に2人の子供が出生したものとして申告し、北朝鮮に置いてきたBとの婚姻事実及びX2、X3、X6の出生事実を明かさなかった。

長男であるX1は、1990年5月頃、北朝鮮に居住する家族らの生死及び住所を確認し、数回手紙を交わし、北の家族らに衣類やテレビ類の生活用品を送り、1999年10月、訪北許可を受け平壤高麗ホテルで母と弟妹たちと再会を果たした。Aは、Cとの間柄が悪くなり²⁴、遺産のうちの一部を北朝

23 이은정, 북한주민의 상속권—특별법 제정 논의를 중심으로, 가족법연구 24권 1호 (2010) 151면による事実経過のまとめを参照した。

24 Cは、Aを相手にソウル家庭法院に離婚及び慰謝料請求訴訟（89ㄷ46145）を提起し、1989年12月13日請求棄却の審判を受けたことがある。

鮮に遺してきた B と子らに譲ることを望みつつ、2000年6月6日に死亡した。北朝鮮に居住する B, X2, X3, X6は、2000年11月7日、ソウルにいる X1に相続権等の権利行使のために必要な一切の法律行為を委任する旨の委任状と北朝鮮家族の手紙や X6の毛髪の入った封筒を伝達した。X1は、北朝鮮の兄弟を代理して、ソウル地方検察庁検察官を被告とし、原告らが亡 A の嫡出子である旨認知する旨の認知請求訴訟をソウル家庭法院に提訴した。この認知請求訴訟は、相続に直接関連する訴訟ではないが、その狙いは、その後に相続権を行使するためのものである。この他にも、本件と関連する訴訟としては、X1が北朝鮮家族らを戸籍に記載せよと求めた就籍許可申請事件、A と戸籍上の妻である C の間の婚姻の無効確認を求めた事件などがある。最終的には、当事者の合意により、2002年4月19日訴えが取り下げられた²⁵。

【4】2009年相続財産回復請求事件

被相続人である A は、1950年6月25日当時、北朝鮮に妻 B と 2男3女 (X2～X5) を置いたまま、長女 X1 (当時15歳) を連れて越南した。A は、1957年に戸籍を新たに作り、北朝鮮に遺した妻と子について就籍申告をしたが、1959年、妻につき死亡申告をした後 (実際には1997年死亡)、16歳年下である C と婚姻申告をし、C との間に 2男2女が出生した。医師として相当な財産を築いた A は1987年に死亡したが、死亡当時ソウル永登浦一帯、京畿道始興市等に不動産を有しており、現在の財産価額は100億ウォン相当である。A が死亡してから20余年が経過したが、C 及び異腹兄弟の間における相続財産分割の協議が調わず、相続登記が行われなかったが、2008年12月、C の長女の申請により家族関係登録簿に登録されている相続人の法定相続分に従って各不動産につき相続登記が行われた。

25 本件に関する一連の詳細な内容は、原告側担当弁護士である배금자, '북한주민 소송', 시민과 변호사 (서울지방변호사회) 2004.2, 73-86면을参照。

他方、2009年2月19日、北朝鮮に居住するAの4人の子（長男X2は死亡）は、X1に訴訟委任状を伝達し、CとCの子らを相手取って、相続権侵害に対する相続回復請求、Aの子であることを認めるよう求めて実親子関係の確認請求、家族関係登録創設許可申請請求を行い、X1は、被相続人であるAと継母Cとの間の婚姻取消しを請求した。原告らは、自らが被相続人Aの嫡出子であることを立証するため、委任状、訴訟委任状、これを作成の様子を撮影した動画等を裁判所に提出し、ソウル地方法院は、2009年2月25日、原告（Aの4人の子）が被告（CとAC間の子ら）を相手に行った不動産処分禁止の仮処分申請を受け入れた。

また、ソウル南部地方法院は、2009年7月17日、Aの4人の子が出した「家族関係登録創設許可申請」を受け入れた²⁶。そういう経緯を受けて、ソウル家庭法院は、同年8月28日、X1が婚姻取消しの訴えと関連して同年6月に申請した違憲法律審判の提請を認容し²⁷、2009年11月11日、実親子関係確認のための遺伝子検査命令を下した。

26 裁判所は、申請人らは北朝鮮に住所を置いているが、憲法上大韓民国国民であつて、同人らの家族関係登録を排斥するほどの欠格事由がないとした。

27 重婚取消請求権者から直系卑属を除外している「民法818条が憲法上の衡平原則等に反する」としてなされた違憲法律審判の提請に対して、ソウル家庭法院（2009ㄷ가666）は、「民族分断という歴史的理ゆ、すなわち不可抗力による離別が根本的な原因であつたため、当時では、第2婚姻が社会秩序に反するとみることが難しい」、「直系卑属が取消請求権者に該当するとしても、第2婚姻が重婚であるという理由で取消しを請求することは、権利濫用に該当する」とした。ただし、裁判所は、「当該条項が違憲でないとする、訴えを却下すべきであるが、違憲だとすれば、本案判断として請求を棄却すべきのものであつて、裁判の主文が異なるあるいは裁判の内容と効力に関する法律意味が異なる」として、裁判の前提性を充たすと説示した。また、同裁判所は、「婚姻中に夫婦の一方が死亡し相手方が配偶者として財産の相続を受けた後に婚姻が取り消されたとしても、その事情のみで、そのときまでに形成された相続関係が遡及的に無効となり又は相続財産が法律上の原因なく取得されたものであるとみることができない」とも指摘した。

三. 特例法の内容

1. 全体の構成

特例法は、公布日から3カ月が経過した日である同年5月11日より施行されたが（付則1条）²⁸。その全体の構成は、第1章から第6章までの全6章、32箇条から成っている。「第1章 総則」には、目的（1条）、法的基本原則（2条）、定義（3条）が置かれ、そのうち2条は、上述した南北特殊関係論を基礎とした基本原則がうたわれている。「第2章 管轄」には、裁判管轄（4条）、家庭法院の管轄（5条）が置かれ、南北の特殊関係を反映した裁判管轄ルールが定められている。本法の原案段階では、準拠法に関する規定（原案5条）と北朝鮮判決の効力に関する規定（原案6条）が置かれていたが²⁹、その後の修正案の段階で、これらは削除された。これらの規定については、北朝鮮の法律と北朝鮮の判決の効力

28 本法は、本法施行前に本法で規律される内容と関連する法律に従って生じる効力に影響を及ぼさない。ただし、施行当時韓国住民と北朝鮮住民の間における家族関係又は相続・遺贈等に関する訴訟が裁判所に継続中である事件に関しては、本法が適用される（付則2条）。

29 原案第5条（準拠法）①本法が適用され又はそれと関連する法律関係については、第2条の基本原則を考慮し、本法及び国際私法の目的と趣旨に反しない範囲内において、国際私法を準用する。ただし、国籍が連結点である場合、常居所地を国籍とみなす。

②本法に従い北朝鮮法を適用しなければならない場合に、当該法律関係に適用すべき北朝鮮法の内容を知ることができず又は北朝鮮法によると韓国法が適用されなければならないときには、韓国法（準拠法の指定に関する放棄を除く）による。

③本法に従い北朝鮮法を適用しなければならない場合、その規定の適用が韓国の善良な風俗その他社会秩序に明らかに反するときには、これを適用しない。

原案第6条（北朝鮮判決の効力）北朝鮮住民間の家族関係に関する北朝鮮裁判所の確定判決の韓国における効力については、第2条の基本原則を考慮し、その目的及び趣旨に反しない範囲内において、民事訴訟法第217条の規定を準用する。ただし、民事訴訟法第217条第4号は除く。

を認めることは北朝鮮を国家として認めることになりはしないかという指摘があり、また、北朝鮮の法律はその大部分が時代遅れであって、法律規定の包括性、不明確性等の問題があり、法体系が公開されておらずその内容も知ることができない場合も多く、現段階で北朝鮮の法律と判決の効力を一般の外国と同じく認めると、むしろ不合理な結果が生じるという批判があったためである。「第3章 南北住民間の家族関係に関する特例」には、重婚に関する特例（6条）、失踪宣告の取消しに関する特例（7条）、実親子関係存在確認の訴えに関する特例（8条）、認知請求の訴えに関する特例（9条）の4箇条が置かれている。「第4章 南北住民間の相続等に関する特例」には、相続財産返還請求に関する特例（10条）、相続回復請求に関する特例（11条）、相続の単純承認擬制に対する特例（12条）の3箇条が置かれている。「第5章 北朝鮮住民の相続・受贈財産等の管理」には、北朝鮮住民が韓国内の財産に関する権利を取得した場合における財産管理人の制度について一連の規定を置く（13条乃至21条）。財産管理人制度をめぐるのは、立法過程以前から、北朝鮮住民の相続財産管理のため「信託庁」を新設しようという主張などがみられていた³⁰。民法上、不在者財産管理制度があるものの、その管理規定の内容は、北朝鮮住民に対して必ずしも適切なものではない。また北朝鮮住民への相続等について一定の制限が必要であると考え、将来、北朝鮮住民の相続分を統一させる時が来るまで、ある特別の機関にその財産を特別に管理させようというのが、この主張の趣旨である。このような主張などを受けて、特例法は、特

30 최금숙, “북한주민의 상속권보호를 위한 고찰,” 가족법연구 제15권 1호309-332면.

31 本法施行前に北朝鮮住民が相続・遺贈又は相続財産の返還請求権の行使により韓国内の財産を取得した場合にも、本法施行日からは第5章の規定が適用される。なお、その場合、13条項中の「その権利の取得が確定した日」は、「本法施行日」とみなす（付則3条）。

別の財産管理人制度を設けるに至った³¹。そして、最後の第6章は、「罰則及び過料」に関する規定である。

[資料] 南北住民間の家族関係及び相続等に関する特例法（法律第11299号，2012年2月10日制定，2012年5月11日施行）・条文仮訳

第1章 総則

第1条（目的）

本法は、韓国住民と北朝鮮住民の間の家族関係及び相続・遺贈並びにこれと関連する必要な事項を規定することによって、南北住民の家族関係及び相続・遺贈に関する法律関係の安定を図り、北朝鮮住民の韓国に所在する相続・受贈財産の効率的な管理に寄与することを目的とする。

第2条（法適用の基本原則）

本法を解釈・適用するに際しては、韓国と北朝鮮の関係が国家間の関係でない平和的統一を志向する過程で暫定的に形成される特殊関係であることを考慮しなければならない。

第3条（定義）

本法において使用する用語の意味は、次のとおりである。

1. 「韓国」とは、軍事分界線以南地域をいい、「北朝鮮」とは、軍事分界線以北地域をいう。
2. 「韓国住民」とは、韓国地域に居住する住民をいい、「北朝鮮住民」とは、北朝鮮地域に居住する住民をいう。
3. 「分断の終了」とは、韓国・北朝鮮が法律的又は事実に一つの国家体制を形成した状態をいう。
4. 「自由な往来」とは、韓国と北朝鮮の間で書信と通信の往来が完全に自由に許され、相互の訪問において外国に比して特別な制限がなくなった場合をいう。
5. 「南北離散」とは、離散の事由や経緯を問わず、韓国と北朝鮮に離ればなれになっていることをいう。

第2章 管轄

第4条（裁判管轄）

- ①本法が適用され又はそれと関連する事件において、裁判所は、当事者又は紛争となった事件が韓国と実質的関連がある場合に裁判管轄権を有する。この場合、裁判所は、裁判管轄配分の理念に適合する合理的な原則に従い、実質的関連の有無を判断しなければならない。
- ②裁判所は、国内法の管轄規定を斟酌して裁判管轄権の有無を判断し、第1項の趣旨及び第2条の基本原則を考慮しなければならない。
- ③第1項及び第2項により裁判管轄を有する裁判所に実質的障害によって提訴することができない場合には、大法院が存在するところの管轄裁判所に訴えを提起することができる。

第5条（家庭法院の管轄）

- ①本法が適用される事件であって、家事訴訟法第2条による家庭法院の専属管轄に属する事件は、家庭法院の専属管轄とし、各事件の管轄に関しては、家事訴訟法のそれぞれ該当する規定を適用する。
- ②第11条第1項による相続回復請求事件は、家庭法院合議部の専属管轄とし、家事訴訟法による口類家事訴訟事件の手續に従い審理・裁判する。
- ③第13条による北朝鮮住民の財産管理人の選任・変更に関する事件は、北朝鮮住民の財産所在地にある家庭法院の専属管轄とする。

第3章 南北住民間の家族関係に関する特例

第6条（重婚に関する特例）

- ①1953年7月27日の韓国軍事停戦に関する協定（以下、「停戦協定」という）が締結される前に婚姻し北朝鮮に配偶者を置いた者がその婚姻が解消されない状態で韓国において再び婚姻をした場合には、重婚が成立する。
- ②第1項の事由により重婚が成立した場合には、民法第816条第1号及び第818条の規定にもかかわらず、重婚を理由に婚姻の取消しを請求することができない。

ただし、後婚配偶者の双方の間に重婚取消しについての合意がなされた場合には、その限りでない。

③第1項の事由により重婚が成立した場合であって、北朝鮮に居住する前婚の配偶者も再び婚姻をした場合には、夫婦双方につき重婚が成立したときに、前婚は消滅したものとみなす。

④停戦協定が締結される前に婚姻し韓国に配偶者を置いた者がその婚姻が解消されない状態で北朝鮮において再び婚姻をした場合にも、第1項から第3項までの規定を準用する。

第7条（失踪宣告の取消しに関する特例）

①停戦協定が締結される前に婚姻し北朝鮮に配偶者を置いた者がその配偶者について失踪宣告を受け、韓国において再び婚姻をした場合には、失踪宣告が取り消されたとしても、前婚は復活しない。ただし、婚姻当事者が一方又は双方が失踪宣告当時北朝鮮にいる配偶者の生存の事実を知っていた場合には、その限りでない。

②第1項ただし書の事由により重婚が成立した場合、その取消請求に関しては、第6条第2項を準用する。

③第1項ただし書の事由により重婚が成立した場合であって、北朝鮮に居住する前婚の配偶者も再び婚姻をした場合には、失踪宣告が取り消されたとしても、前婚は復活しない。

第8条（親子関係存在確認の訴えに関する特例）

①婚姻中の子として出生した北朝鮮住民（北朝鮮住民だった者を含む）が韓国住民である父又は母の家族関係登録簿に記録されていなかった場合、民法第865条第1項により訴えを提起することができる者は、親子関係存在確認の訴えを提起することができる。

②第1項の訴えは、民法第865条第2項の規定にもかかわらず、分断の終了、自由な往来その他の事由により、訴えの提起に障害事由がなくなった日から2年内で提起することができる。

③婚姻中の子として出生した韓国住民は、自らの家族関係登録簿に北朝鮮住民（北朝鮮住民だった者を含む）である父又は母が記録されていなかった場合、そ

の親子関係存在確認の訴えの提起に関しては、第1項及び第2項を準用する。

第9条（認知請求の訴えに関する特例）

- ①婚姻外の子として出生した北朝鮮住民（北朝鮮住民だった者を含む）及びその直系卑属又はその法定代理人は、韓国住民である父又は母を相手として認知請求の訴えを提起することができる。
- ②第1項の訴えは、民法第864条の規定にもかかわらず、分断の終了、自由な往来その他の事由により訴えの提起に障害事由がなくなった日より2年内で提起することができる。
- ③婚姻外の子として出生した韓国住民及びその直系卑属又はその法定代理人が北朝鮮住民である父又は母を相手として認知請求の訴えを提起する場合にも、第1項及び第2項を準用する。

第4章 南北住民間の相続等に関する特例

第10条（相続財産返還請求に関する特例）

- ①南北離散後本法公布日前に失踪宣告（不在宣告に関する特別措置法による不在宣告を含む）を受けた北朝鮮住民について失踪宣告の取消審判が確定した場合、失踪宣告の取消審判を受けた者は、失踪宣告を直接原因として財産を取得した者（その相続人を含む）を相手にその財産の返還を請求することができる。
- ②第1項の場合、返還請求の相手方が善意である場合には、その受けた利益が現存する限度において返還する義務があり、悪意の場合には、その受けた利益のうちから本法公布当時に現存する利益に利息を付して返還し、損害があればこれを賠償しなければならない。
- ③第1項の事由により失踪宣告が取り消された場合、民法第29条第1項ただし書の規定にもかかわらず、その失踪宣告の取消しは、本法公布日前までになされた行為と本法公布日から失踪宣告取消審判の確定前までに善意でなされた行為の効力に影響を及ぼさない。
- ④南北離散後本法公布日前に失踪宣告（不在宣告に関する特別措置法による不在宣告を含む）以外の事由で死亡と処理された北朝鮮住民が生存している場合、その生存者は、死亡処理を直接原因として財産を取得した者（その相続人を含む）

を相手にその財産の返還を請求することができる。

⑤第4項による財産の返還請求に関しては、第2項及び第3項を準用する。この場合、第3項中「失踪宣告の取消審判の確定」は、「相続財産の返還請求」とみなす。

第11条（相続回復請求に関する特例）

①南北離散により被相続人である韓国住民より相続を受けられなかった北朝鮮住民（北朝鮮住民だった者も含む）又はその法定代理人は、民法第999条第1項により相続回復請求をすることができる。この場合、他の共同相続人がすでに分割その他の処分を行った場合には、その相続分に相当する価額をもって支払うよう請求することができる。

②第1項の場合に共同相続人中に相当な期間同居・看護その他の方法で被相続人を特別に扶養し又は被相続人の財産の維持又は増価に特別に寄与した者がいるときには、相続開始当時の被相続人の財産の価額から共同相続人の協議により定めたその者の寄与分を控除したものを相続財産とみなし、相続回復請求権者の相続分を算定する。

③第2項による協議が調わず又は協議することができない場合には、家庭法院は、第2項に規定された寄与者の請求に応じて、寄与の時期・方法及び程度並びに相続財産の額その他の事情を斟酌して、寄与分を定める。

④第2項及び第3項による寄与分は、相続が開始した時の被相続人の財産価額から遺贈の価額を控除した額を超えることができない。

第12条（相続の単純承認擬制に対する特例）

相続開始当時北朝鮮住民（北朝鮮住民だった者を含む）である相続人が分断により民法第1019条第1項の期間内に限定承認又は放棄をなしえなかった場合には、民法第1026条第2号の規定にもかかわらず、相続により取得する財産の限度において被相続人の債務と遺贈を弁済すべき責任がある。

第5章 北朝鮮住民の相続・受贈財産等の管理

第13条（財産管理人の選任等）

①北朝鮮住民が相続・遺贈又は第10条第1項及び第4項に規定された事由により韓国内の財産に関する権利を取得した場合には、その権利の取得が確定した日から1カ月以内に裁判所に対してその北朝鮮住民の韓国内の財産（相続・遺贈を受けた財産等の果実又は対価として得た財産を含み、以下、「相続・遺贈財産等」という）を管理する財産管理人の選任を請求しなければならない。

②北朝鮮住民が第1項により財産管理人の選任を請求せず又は請求することができない場合には、民法第777条による親族その他の利害関係人又は検察官が裁判所に対して財産管理人の選任を請求することができる。

③北朝鮮住民に対して遺贈をした遺言者は、裁判所に対して財産管理人の選任を請求することができる。この場合、第1項及び第2項を適用しない。

④財産管理人が辞任又は死亡した場合における財産管理人の選任に関しては、第1項及び第2項を準用する。この場合、第1項中「その権利の取得が確定した日」は、「財産管理人が辞任又は死亡した日」とみなす。

⑤財産管理人が次の各号の一に該当する場合には、北朝鮮住民は、民法第777条による親族その他の利害関係人又は検察官は、裁判所に対して財産管理人の変更を請求することができる。

1. 財産管理人が第16条による欠格事由に該当するにいたった場合
2. 財産管理人が相続・遺贈財産等を不適当な方法で管理しこれを危殆化し又は危殆化するおそれが明白である場合
3. 財産管理人が本法に規定された義務を懈怠した場合
4. その他第1号から第3号までに準ずる事由がある場合

⑥裁判所は、第1項から第4項までの規定による請求がある場合には、相続・遺贈財産等の権利に適切な財産管理人を選任しなければならず、第5項による請求がある場合には、相続・遺贈財産等の管理に適切な財産管理人に変更することができる。

第14条（財産管理人の注意義務等）

第13条により選任又は変更された財産管理人（以下、「財産管理人」という）の注意義務に関しては、民法第681条を準用し、財産管理人の担保提供及び保守に関しては、民法第26条第1項及び第2項を準用する。

第15条（財産管理人を通さなかった法律行為の効力）

財産管理人を通さず相続・遺贈財産等に関して行われた法律行為は、無効とする。ただし、第19条により法務部長官の許可を受けた場合には、その限りでない。

第16条（財産管理人の欠格事由）

財産管理人として選任された者は、韓国住民であって、次の各号の一に該当しない者でなければならない。

1. 未成年者・禁治産者・限定治産者
2. 更生手続開始決定、個人更生手続開始決定又は破産宣告を受けた者
3. 資格停止以上の刑の宣告を受け、その刑期中にある者
4. 相続・遺贈財産等を取得した北朝鮮住民に対して訴訟を行ったことがあり若しくは行っている者又はその配偶者及び直系血族

第17条（財産管理人の申告義務等）

①財産管理人は、選任された日より1カ月以内に北朝鮮住民の姓名、住所、相続・遺贈財産等の目録その他大統領令で定める事項を法務部長官に申告しなければならない。

②辞任した財産管理人又は第13条第5項及び第6項により変更された財産管理人は、辞任又は変更された日より1カ月以外にその辞任事実等大統領令で定める事項を法務部長官に申告しなければならない。

③財産管理人は、大統領令で定めるところに従い、相続・遺贈財産等の変動事項が分かるように財産目録を作成・保存しなければならない。その変更事項を法務部長官に申告しなければならない。

④法務部長官は、財産管理人の財産管理事項を確認する必要がある又は相続・遺贈財産等の管理・保存に必要な場合には、財産管理人に関連資料の提出・要求等必要な措置を命ずることができる。

⑤第1項から第4項までの場合に、その費用は、相続・遺贈財産等から支払われる。

第18条（財産管理人の権限）

①財産管理人が民法第118条に規定した権限を越える行為をしようとするときに

は、大統領令で定めるところに従い、事前に法務部長官の許可を受けなければならない。

②第1項による許可を受けなかった処分又は契約は、無効とする。

第19条 (北朝鮮住民の直接使用・管理等)

①相続・遺贈財産等を財産所有者である北朝鮮住民に直接使用・管理させようとする者は、大統領令で定めるところに従い、事前に法務部長官の許可を受けなければならない。許可を受けた事項のうち大統領令で定める重要内容を変更するときにも、また同じである。

②法務部長官は、次の各号の一に該当する場合には、その目的に必要な限度で第1項による許可を行うことができる。ただし、大韓民国の国家安全保障、秩序維持及び公共福利を阻害するおそれがある場合であって、大統領令で定める場合には、その限りでない。

1. 所有者又は民法第777条による親族の生計に必要な個人的消費のためである場合
2. 所有者又は民法第777条による親族の疾病治療のためである場合
3. その他第1号及び第2号に準ずる場合であって、大統領令で定める場合

③法務部長官は、第1項による許可を行う場合、国家安全保障、秩序維持及び公共福利を考慮し、大統領令で定めるところに従い、条件を付することができる。

④法務部長官は、第1項による許可を行う場合に、大統領令で定めるところに従い、許可対象となる財産権の種類、使用・管理の方法、財産の価額等に関して一定の範囲を定めて包括的に許可することができる。

⑤法務部長官は、次の各号の一に該当する場合には、第1項による許可を取り消すことができる。

1. 虚偽その他不正な方法で許可を受けた場合
2. 第3項による条件に違反した場合
3. その他国家安全保障、秩序維持及び公共福利のため必要な場合であって、大統領令で定める場合

第20条 (協助要請等)

①法務部長官は、北朝鮮住民の相続・遺贈財産等の取得及び変更の状況、相続・

遺贈財産等を取得した北朝鮮住民の人的事項等を確認するため必要な場合には、関係行政機関若しくは団体又は個人に事実確認及び関連資料の提供等の協力を要請することができる。この場合、協定要請を受けた関係行政機関若しくは団体又は個人は、特別な事情がない限り、協助しなければならない。

②法務部長官は、財産管理人が申告し又は法務部長官が許可した事項及び第1項により知られた事項を大統領令で定めるところに従い、統一部長官に通報しなければならない。

第21条（相続・遺贈財産等を取得した北朝鮮住民の登録台帳）

①法務部長官は、次の各号の事項を登録・管理するため、大統領令で定めるところに従い、北朝鮮住民の登録台帳（以下、「北韓住民登録台帳」という）を作成・保存しなければならない。

1. 相続・遺贈財産等を取得した北朝鮮住民に関する人的事項
2. 北朝鮮住民の相続・遺贈財産等の取得に関する事項
3. その他相続・遺贈財産等の効率的管理のため必要な事項であつて、大統領令で定める事項

②法務部長官は、第17条から第19条までの規定により申告を受けた事項、申告後の変動事項及び許可した事項を北朝鮮住民登録台帳に登録・管理しなければならない。

③法務部長官は、北朝鮮住民登録台帳に登録された北朝鮮住民に対しては、大統領令で定めるところに従い、個人別に固有の登録番号（以下、「北朝鮮住民登録番号」という）を付与しなければならない。

④北朝鮮住民が韓国内の不動産を登記する場合に、北朝鮮住民登録番号は、不動産登記法第49条により付与された不動産登記用登録番号とみなす。

第6章 罰則及び過料

第22条（罰則）

①次の各号の一に該当する者は、5年以内の懲役又は5000万ウォン以下の罰金に処する。

1. 第19条第1項による許可（変更許可を含む）を受けず、財産を北朝鮮住民

に直接使用・管理させた者

2. 虚偽その他不正な方法で第19条第1項による北朝鮮住民の直接使用・管理の許可（変更許可を含む）を受けた者

②次の各号の一に該当する者は、3年以下の懲役又は3000万ウォン以下の罰金に処する。

1. 第18条第1項に違反し法務部長官の許可を受けず権限を越える行為を行った者

2. 第19条第3項による許可条件に違反した者

③第1項の未遂犯は処罰する。

第23条（罰則）

①次の各号の一に該当する者には、1000万ウォン以下の過料を賦課する。

1. 第17条第1項及び第2項の期間内に申告を行わず又は虚偽の申告をした者

2. 第17条第3項により財産目録を作成・保存せず又は虚偽で財産目録を作成した者

3. 第17条第3項により相続・遺贈財産等の変更事項を申告せず又は虚偽の申告をした者

4. 第17条第4項による法務部長官の措置命令に従わなかった者

②第17条第4項による過料は、大統領令で定めるところに従い、法務部長官が賦課・徴収する。

付則（第11299号、2012年2月10日）

第1条（施行日）

本法は、公布後3カ月が経過した日より施行する。

第2条（効力の不遡及及び経過措置）

本法は、本法施行前に本法で規律される内容と関連する法律に従い生ずる効力に影響を及ぼさない。ただし、本法施行当時韓国住民と北朝鮮住民の間における家族関係又は相続・遺贈等に関する訴訟が裁判所に継続中である事件に関しては、本法を適用する。

第3条（財産管理人選任等に関する適用例）

本法施行前に北朝鮮住民が相続・遺贈又は相続財産返還請求権の行使により韓国

内財産を取得した場合にも，本法施行日からは第5章（第13条から第21条まで）の規定を適用する。この場合，第13条第1項中の「その権利の取得が確定した日」は，「本法施行日」とみなす。